

「信頼できないエンティティ・ リスト」制度の概要

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報
専門家による政策解説～

2021年12月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

上海事務所

海外調査部

【免責条項】

本レポートは、森・濱田松本法律事務所に委託し、作成したものです。
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

「信頼できないエンティティ・リスト」制度（以下、「本制度」）は、中国商務部により、2020年9月に公布、施行されました。前編では、「本制度」制定の背景や主な内容について解説します。

「本制度」は、中国企業との取引を「正常な市場取引の原則」に反して中断するなどした外国企業等を「信頼できないエンティティ・リスト」（以下、「リスト」）に掲載し、中国への輸出入活動の禁止や、投資行為の制限等の制裁的措置を行うことを定めたものです。外国企業等が、例えば米国等による制裁対象となった中国企業との取引を中断するなどした場合にも、「本制度」による制裁措置の対象となる可能性が懸念されます。

1. 背景

米中間の対立が深まる中、米国は、輸出入規制、投資、政府調達などさまざまな面で中国企業に対する規制や制裁措置を強めてきました。例えば、大手通信機器メーカーをはじめ、数多くの有力な中国企業が、安全保障上の理由や少数民族に対する人権侵害等に関与したとして、米国輸出管理規則（EAR）上のリスト（エンティティ・リスト）に掲載され、米中国企業との取引や輸出制限等の措置の対象となっています。

こうした背景の下、中国商務部は、2019年5月に、「外国エンティティ（企業、機関、個人等の主体）」が正常な市場取引の原則に反して、特定の中国企業との取引の中断等、差別的な措置を講じ、取引先中国企業の正当な権益を損なっているなどとして、「本制度」を策定すると発表。2020年9月に、「本制度」を公布、施行しました。

ちなみに、公布翌日の中国商務部による記者会見では、「本制度」は特定の国やエンティティを対象として想定しているものではないと強調され、「本制度」は国際取引のルールに則り、執行されると説明されています。

2. 規制対象

(1) 「外国エンティティ」

「外国エンティティ」には、外国企業、その他の組織または個人が含まれるとされています（2条2項）。つまり、「外国エンティティ」の中国国内子会社、関連会社などの外商投資企業は、基本的に本規定の規制対象ではないと考えられます。

一方、香港、マカオ、台湾にあるエンティティをどのように取り扱うかは、現時点では明確ではありません。

(2) 規制対象行為

「本制度」の規制対象行為は、以下のとおり規定されています。当該行為を実施した「外国エンティティ」は、「リスト」に掲載される可能性があると考えられています（2条1項）。

「外国エンティティ」による国際経済・貿易および関連活動において、

- (a) 中国の主権、安全、発展の利益に危害を及ぼす行為
- (b) 正常な市場取引の原則に違反して、中国企業、その他の組織もしくは個人との正常な取引を中断し、または中国企業、その他の組織もしくは個人に対し差別的措置を講じ、中国企業、その他の組織または個人の合法的権益に重大な損害をもたらす行為

なお、(a)、(b)の双方に該当する場合に「リスト」への掲載対象となるのか、どちらか

一方の該当でも掲載対象となるのかは、必ずしも明確ではありません。

仮に、「(a)、(b)の双方に該当する場合に掲載対象となる」と解釈する場合は、「正常な市場取引の原則」に反していることを前提に、以下(ア)、(イ)の両方が生じることが、掲載の条件、ということになります。

(ア)行為：中国企業等との正常の取引の中断または差別的な措置の実施

(イ)行為による影響：中国企業等の合法的権益の重大な損害と中国の国家主権、安全、発展の利益に対する危害が及ぶ

3. リスト規制実施の流れ

(1) 実施機関

「本制度」の所管当局は、中央国家機関の関係部門が参加する業務機関(以下「業務機関」)であり、「業務機関」の事務局は商務主管部門に設置されます(4条)。

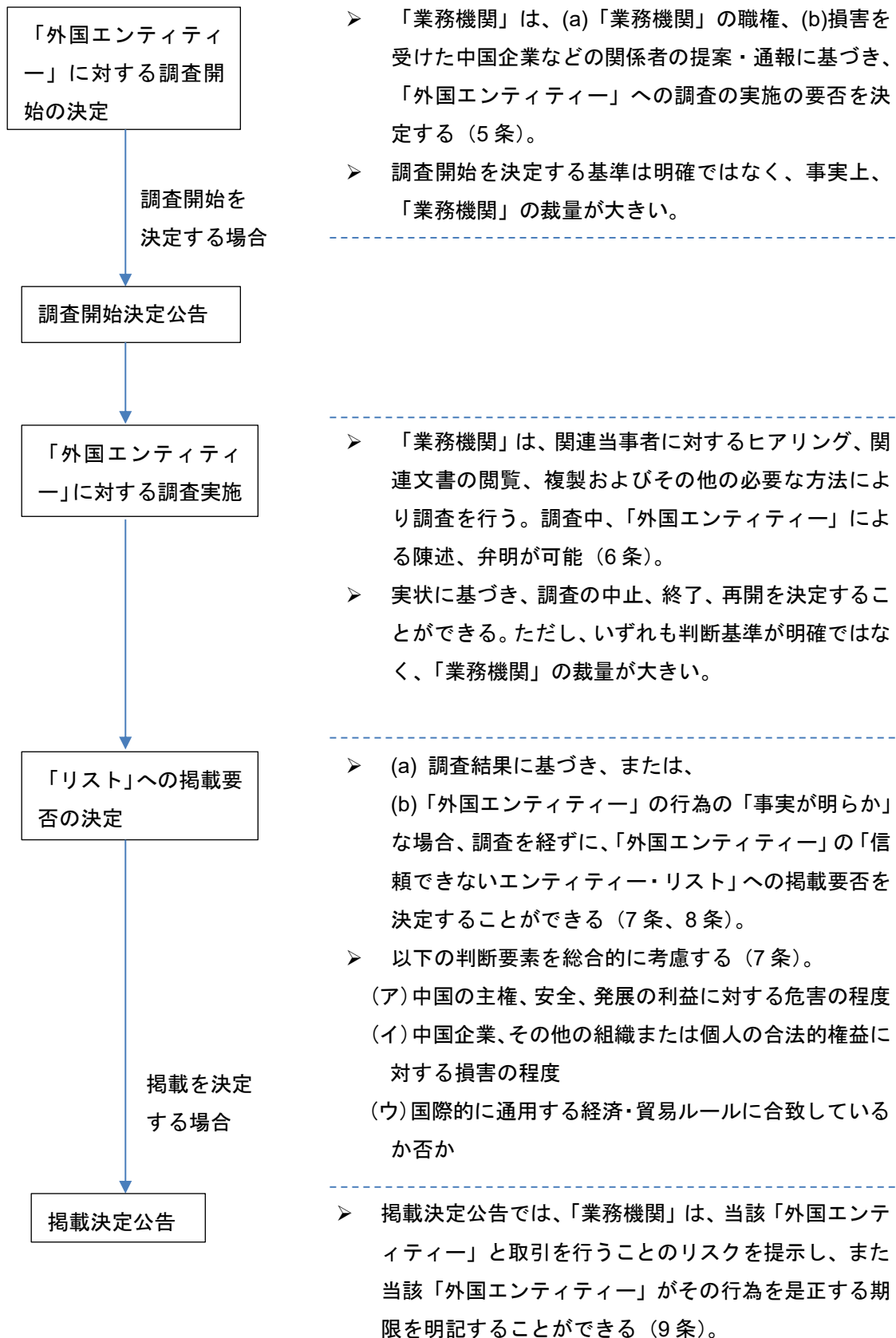
本規則が公布、施行されてから、既に1年以上経っていますが、現時点では、「業務機関」の設置およびその参加部門に関する公式の報道は見当たりません。

ただし、下記3.(3)の「対応措置」の内容を見る限り、商務部だけではなく、外交部、国家安全部、公安部、人力資源社会保障部、国防部、税関総署、国家市場監督管理総局等の関係部門も本規定の実施に関与する可能性があると考えられます。

(2) 「リスト」への掲載

「業務機関」は、次頁の図の手続きに基づき、「外国エンティティ」について、「リスト」への掲載要否の調査および決定を行います。

図 「信頼できないエンティティ・リスト」掲載までの流れ



(3) 「リスト」に掲載された「外国エンティティ」への対応措置

「リスト」に掲載された「外国エンティティ」に対して、「業務機関」は、状況に応じて、以下の 1 つまたは複数の措置（以下、「対応措置」）の実施を決定することができます（10 条）。

- (a) 中国と関係する輸出入活動への従事を制限、または禁止する。
- (b) 中国国内における投資を制限、または禁止する。
- (c) 関係者および交通運輸手段等の入国を制限、または禁止する。
- (d) 関係者の中国国内における就労許可、滞在または在留資格を制限、または取り消す。
- (e) 情状の軽重に基づき、相応の金額の過料に処する。
- (f) その他必要な措置。

上記「対応措置」の適用対象は、「リスト」に掲載された「外国エンティティ」とされていますが、「外国エンティティ」だけでなく、「外国エンティティ」の中国国内の子会社、関連会社等の外商投資企業にも影響が及ぶ可能性があります。

例えば、「外国エンティティ」が「リスト」に掲載され、上記(b)の「対応措置」が適用される場合、中国国内への新規投資を制限・禁止されるに留まるか、それとも中国国内の既存子会社への追加投資等も制限・禁止される、または、既存子会社の持分を強制的に処分（譲渡）することを命じられる可能性があるかは、必ずしも明確ではありません。

また、上記(c)や(d)の「対応措置」が適用される際、中国国内の既存子会社に派遣する管理者等の入国、滞在する資格が制限・禁止されることとなると、中国国内の既存子会社への経営管理にも影響が出てくる可能性も懸念されます。

さらに、上記(f)はキャッチオール条項であり、「業務機関」は、「外国エンティティ」の中国国内に有する財産を差し押さえる等、その他の対応措置を取る可能性があると考えます。

(4) 関連組織および個人の協力義務、中国企業等への例外的な措置

「業務機関」により決定された「対応措置」について、関係部門が職責分担に基づき実施し、その他の関連組織および個人は「実施に協力しなければならない」とされています（10 条 2 項）。

この点、「関連組織および個人」の範囲や、「関連組織および個人」の協力義務の内容は明確ではなく、また、協力義務の不履行に該当する場合、処罰等が行われるか、どのような処罰が行われるか等は、必ずしも明確ではありません。

なお、特殊な事情がある場合、上記(3)の「対応措置」により、中国と関係する輸出入活動を制限・禁止された「外国エンティティ」と取引を行う確かな必要性がある中国企業等は、当該「外国エンティティ」と関連取引を行うことができるという例外的な措置を規定しています。中国企業等が当該例外的な措置を受けるためには、「業務機関」の事務局に申請し、かつ、同意を得る必要があります（12 条）。もっとも、本規定上、当該例外的な措置の具体的な申請手続きおよび審査手続きは不明確であるため、引き続き、今後の動向に注目する必要があります。

4. 現状

「本制度」は2020年9月に公布、施行されましたが、本稿執筆時点（2021年12月）において、「リスト」に掲載された「外国エンティティ」に関する公式報道等はありません。また、「本制度」の実施に関連する下位法規等も公表されていません。一方、「本制度」と同様に、安全保障貿易管理に関する法令として位置づけられ、外国のエンティティ（主体）を対象とするリストについて定めている輸出管理法¹、反外国制裁法²が、本規則の施行後に公布、施行されています。

後編では、「本制度」、輸出管理法、反外国制裁法において規定された各種リストの性質、異同等について解説します。

森・濱田松本法律事務所
弁護士 石本 茂彦
弁護士 鈴木 幹太
中国律師 沈 暘

¹ 中華人民共和国主席令 58 号、2020 年 10 月 17 日公布、2020 年 12 月 1 日施行

² 中華人民共和国主席令第 90 号、2021 年 6 月 10 日公布、施行

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約 1 分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20210056>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 中国北アジア課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5181
E-mail：ORG@jetro.go.jp